農務関係部課長会議　議事録

１　日　時　令和７年８月２９日（金）午後２時００分から午後３時００分

２　会　場　愛知県自治センター大会議室

３　当番市　東海市

４　出席者　県・・・農業振興課　課長補佐　竹谷政彦

市・・・名古屋市都市農業課長　安藤　有雄始め３４名

市長会事務局・・・武本　恵　　福井　直也

５　内　容

①　開　　会　市長会事務局福井

定刻となりましたので、ただいまより農務関係部課長会議を開会します。本日は業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆様方には、心より御礼申し上げます。私は、進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、愛知県市長会では１５部門に分けて、各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この農務関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただくといったことを目的として、例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題をお持ち寄りいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それではまず初めに、ご多忙の中ご出席賜りました愛知県の皆様方をご紹介させていただきます。

農業水産局農政部農業振興課 課長補佐　竹谷　政彦　様

それでは、県を代表しまして、農業水産局農政部農業振興課課長補佐竹谷様よりごあいさつをいただきます。

②　あいさつ（農業振興課課長補佐　竹谷）

農業振興課の竹谷と申します。皆様方には日ごろから本県農業の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。本県は農業の産出額が全国第８位に位置する農業県でありますが、担い手の減少や、高齢化の進行が深刻な課題となっており、本県の農業が持続的に発展するためには農地利用の最適化や担い手の確保、育成等を推進し、効率的に生産性の高い農業経営に取り組む必要があります。

こうしたなか、「農業振興地域の整備に関する法律等」の一部を改正する法律が本年４月に施行されました。法の目的に農業生産に必要な農地等の確保と、国民に対する食料の安定供給の確保が追加されるとともに、農用地等の確保に対する国・地方公共団体の責務も明記されました。また、６月には基本方針も改定され、確保すべき農用地の面積目標が設定されており、本県の基本方針の変更に関し、本基本方針に定める面積目標策定のための調査を皆様にお願いしているところでございます。農地制度は、例えば農振除外を行う場合、市に農用地利用計画の変更案を作成していただき、県が同意を行うというように、市と県が連携して進める必要があります。皆様方に置かれましては、今後とも農地制度の適切な運用にご尽力賜りますようお願いを申し上げまして私のあいさつとさせていただきます。

③　欠席報告（事務局：福井）

ありがとうございました。ここからは資料に沿って進めさせていただきます。

なお、出席者名簿に変更がありますので報告させていただきます。

小牧市・岩倉市・犬山市・大府市・あま市が本日欠席となっております。

④　議長選出（事務局：福井）

議題に入る前に、編成番号順により今年度の会議進行の議長当番市として、東海市さんに決定しております。東海市農務課長石松様、よろしくお願いいたします。

（東海市　環境経済部農務課長　石松）※以下、議長

みなさんこんにちは。東海市農務課長の石松でございます。本日は議長を務めさせていただきます。

⑤　議　題（議長）

議題に入る前に本日の会議の進め方について説明させていただきます。各市の状況は事前に配布させていただいておりますので、各市の発表は行わずに、提案市から趣旨説明をしていただき、次に、（議長から）とりまとめ状況の説明をします。その後、回答について補足説明がある市がありましたら、説明をしていただきます。議題提案市に各市の回答について追加質問したい市があるか確認後、最後、愛知県の竹谷様からコメントをいただくという流れで進めさせていただきます。

この会議は要望の場ではなく、意見交換の場として開催するものでありますので、皆様方には活発な意見と情報提供をお願いいたします。

【議題１】市民農園の開設状況について

（提案市：岡崎市　経済振興部次長兼農務課長　小林）

近年、市民農園の市民ニーズが高まっており、今後、市直営型の市民農園の検討をしている。そのため、以下について各市の状況をご教示いただきたい。

（議長：石松）

（１）　特定農地貸付法により市が開設している市民農園の有無について

「有」と回答した市は１９市ある。

そのうち、使用料・利用料の規定方法について（岡崎市除く）

- 要綱・要領　９市
- 条例で指定　３市
- その他　　７市

（２）　特定農地貸付法により農地を所有していない者が開設する市民農園の有無

有　１１市

そのうち、

- 賃貸借　（有料）３市
- 使用貸借（無料）６市
- その他）　　２市

（３）　（２）で市との賃借方法が使用貸借の場合、農地所有者に対する固定資産税について選択

・　措置なし５市

・　その他　１市

（４）　農園利用方式について、法律上の規制が無いことから、本市では実態について積極的に把握していない現状にあるが把握はどのようにしているか

・　ほとんどの市では実態把握はしていないとのことだが、なんらかの情報を管理している自治体は５市あった。

この内容（各市の回答）の中で補足説明があれば、挙手をお願いします。

（長久手市　吉田）

回答の修正（１）について、「なし」に修正させていただきたい。

（議長　石松）

長久手市さんから、（１）の回答について、なしとのことでしたので、皆様訂正お願いします。そのほか、補足説明はございますか？

（補足説明なし）

（議長　石松）

それでは、岡崎市さんから他市へのお尋ねしたい市があれば、設問は４つありますので、まず、（１）からお願いいたします。

（岡崎市　小林）

有と回答いただいた市で、利用料設定等で「その他」とあるが、その内容についてお伺いしたい

（議長　石松）

では、半田市さんお願いします。

（半田市　服部）

半田市は、「特定農地貸付規程」というもので（貸付に係る賃料を）定めております。

（議長　石松）

続きまして、豊田市さんお願いいたします。

（豊田市　疋田）

本市も半田市と同じく、特定農地貸付規定により定めております。

（議長　石松）

続きまして、江南市さんお願いいたします。

（江南市　夫馬）

江南市でも、貸付規定で実施しております。

（議長　石松）

続きまして、北名古屋市さんお願いいたします。

（北名古屋市　山田）

北名古屋市でも同様に、農園貸付規定により実施しております。

（議長　石松）

岡崎市さん。（１に関して）ただいまの回答で何かあればお願いいたします。

（岡崎市　小林）

本市では要綱・要領を定めるか迷いつつ、規定で定めているものでございまして、他市の状況を確認させていただいたものです。ありがとうございました。

（議長　石松）

（２）につきまして、何かあれば岡崎市さんお願いします。

（岡崎市　小林）

有料と回答している市で、どのように賃料を設定しているか。あと、「その他」と回答した豊明市・みよし市はどのような内容なのかお答えいただければありがたい。

（議長　石松）

まず、有料と回答している中で、豊橋市からお願いします。

（豊橋市　藤田）

豊橋市には市民農園が７か所あり、うち３か所が直営、残り４か所が民間経営と

なっているが、(民間経営４か所のうち）１か所だけ（他３か所は自前の土地）該当地があった。賃料の設定方法については、おそらく民間同士で決着した内容で賃料を設定しているようで、申請が出てきた段階ですでに賃料は決定した状態であった。農地賃貸借契約書の中に金額が謳われているという状況である。

（議長　石松）

続きまして、日進市さんお願いいたします。

（日進市　岡部）

日進市につきましても、地権者・開設者の話合いで賃料を決めているとのこと。

（議長　石松）

長久手市さんお願いいたします。

（長久手市　吉田）

古い話で聞いたところ、はっきりした根拠はないが、水田１反１万円という設定をして、畑では水を使わないということで７０％、１反７千円で決定したと聞いております。

（議長　石松）

ありがとうございました。続けてさきほどの２つ目の質問について、「賃借方法がその他の場合」と回答された市で、まず、豊明市さんからお願いいたします。

（豊明市　加藤）

豊明市です。回答で選択ができなかったため、その他にさせていただいたが、本市は賃借権の有料と、使用貸借の２とおりある。地権者と開設者が直接話し合い、料金等の無料等を決定しているため、両方存在している。

（議長　石松）

ありがとうございます。続きまして、みよし市さんお願いいたします。

（みよし市　水野）

賃借料の設定について、直接市が介在していないことから、「その他」を選択した。本来で行けば、賃借料有という選択になるのかもしれない。

（議長　石松）

各市から回答をいただきました。岡崎市さんから何かあれば。

（岡崎市　小林）

実は、本市の市民農園は市街化区域ばかりを設定しており、固定資産税がさほど高くなかったということがあり、「草刈りの手間が省けるのであれば、固定資産税ぐらい」と考えていた方が多かった背景がある。「使用貸借による料金設定」「使用者と地権者による料金設定」とどちらが良いのかという内部協議があったので、参考になりました。

（議長　石松）

（３）（４）についてはどうでしょうか

（岡崎市　小林）

（４）について通告していませんでしたが、安城市さん「市民ふれあい農園開設事業」というのは、どのような事業か教えていただきたい。

（安城市　近藤）

大変申し訳ないですが、また担当レベルで安城市農業委員会へお問い合わせいただきたい。

（議長　石松）

追加でご質問等があれば挙手を

（追加質疑なし）

（議長　石松）

個別にお伺いしたい場合は、会議終了後にお願いいたします。この件につきまして各市で市民農園のニーズが高まる中、あらゆる制限の中での運営で、いろいろなケースが想定されます。その辺りを含めて愛知県竹谷様何かコメントがございましたらお願いいたします。

（愛知県農業振興課　竹谷）

市民農園は、レクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習など多様な目的で利用されており、都市農業振興基本法第１６条では「国及び地方公共団体は、市民農園の整備、その他の農作業の体験をすることができる環境の整備等の

施策を講ずること」とされております。議題で示されたとおり、市民農園を開設する方式には「特定農地貸付法」による貸付方式と、「農園利用方式」があり、さなに関係する法律として「市民農園整備促進法」「都市農地貸借法」があります。市民農園整備促進法では、農機具庫や休憩施設等の市民農園施設を整備する場合の特例があります。また、都市農園貸借法は、生産緑地内の農地を借りやすくするための制度であり、市民農園の開設者が地方公共団体等を介在することなく、農地所有者から直接農地を借りることができます。

皆様には、これらの制度の内容を踏まえ、市民農園が適切に運営されるようご指導をお願いいたします。

（議長　石松）

ありがとうございました。それでは議題１につきましては以上とさせていただきます。続きまして議題２「令和７年度に開始した地域計画の変更手続きについて」提案市である半田市産に趣旨説明をお願いいたします。

【議題２】令和７年度に開始した地域計画の変更手続きについて

（提案市：半田市）

昨年度までに地域計画が策定され、本年度より変更手続きを行っていると思うが、当市では、農振除外等の農業上の利用ではないものへの変更手続きは、農振除外と同じタイミングでの提出で年４回受付を行い、地域計画変更と農振除外の事務手続きを同時に進めている。近隣市町の様子を伺うと、年１回や地域計画変更公告後に農振除外受付を行っているなど考え方は様々であるように感じる。本市でも、農地を守るという観点から今後運用を変えていく必要もあると考えているが、他市の対応はどのように行っているかご教示いただきたい。

また、農業上の利用である変更（中間管理事業に伴う担い手の変更等）についてどのタイミングで変更しているかもご教示いただきたい。

（議長　石松）

ありがとうございました。今年度から新たにスタートした制度であり、各市で取り扱いについていろいろ悩み等があると思います。皆様方からいただいた回答の内容につきましては、

（１）　農振除外等に伴う地域計画変更申出の受付について

多くの市で、「年４回」変更申出の受理をされているという状況でございまし

た。その中で受付頻度につきまして、

毎月受理が３市ございました。瀬戸市さんは協議の場を１回設けるといった形の回答をいただいております。

（２）　農業上の利用である地域計画の変更について

ほとんどの市で１回の受付であるとのことでございましたが、内訳として

毎　月　３市

年２回　１市

年４回　８市　ございました。制度が始まったばかりで、各市により申出件数等に差があり、対応方法に苦慮している様子です。各市から回答をいただいた中で、補足説明されたいところがありましたら、挙手をお願いいたします。

（安城市　近藤）

補足ではないが、修正をお願いいたします。資料２の安城市ですが、２－５の「農業上の利用である地域計画の変更について」の安城市では・・・で始まりますが、２行目の「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」を「愛知県農業振興基金農地中間管理事業規定第３－３」に修正をお願いいたします。

（議長　石松）

（安城市の修正内容の説明）その他、補足説明がありましたらお願いいたします。

（補足説明なし）

（議長　石松）

それでは、半田市さんから伺ってみたい市がございましたらお願いいたします。

（半田市　服部）

ありがとうございました。回答を事前に見せていただけましたので、特にございません。

（議長　石松）

では、他市でこの件について伺いたいことがあれば挙手をお願いいたします。

（岡崎市　小林）

（１）の農振除外で、年１回で事務上大丈夫なのか、特にトラブル等はないのかお伺いしたい。

（議長　石松）

年１回とお答えといただいている市の中で、安城市さん何かコメントありますか

（安城市　近藤）

原則１回と周知しておりますけど、年度当初から１回と説明を行っておりましたので、今年度に関しましては１回としております。今後、検討の余地はあるかと思いますが、各市の状況を見ながら、年間の回数については検討していこうと考えている。

（議長　石松）

次に知多市さんお願いいたします。

（知多市　大岡）

ホームページ上公表している。今のところ問題はないため、今後もこの方法で行こうと考えている。

（議長　石松）

ありがとうございます。あと、瀬戸市さんが協議の場が年１回とのことですが、受付も１回ということでよろしかったでしょうか？

（瀬戸市　鈴木）

今のところ例がない中で、年１回と考えている。

（議長　石松）

ありがとうございます。その他の市で伺っておきたいことがございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

（議長　石松）

１年間事務運営をしないと分からない部分はございますが、このような場でまた情報共有を図っていきたいと考えております。このあたりの回答も含めまして、愛

知県の竹谷さん何かコメントをお願いいたします。

（愛知県農業振興課　竹谷）

地域計画の変更手続きにつきましては、関係機関への意見徴収や公告・縦覧手続き以外の詳細な手順・手続等に定めはなく、農振除外等の農業外利用の場合、法定の手続き前に地域計画の変更をしなければならないものの、変更手続きと並行して事前調整を開始して差支えないとされていることから、半田市さんと同様に同時に事務を進めているところが多いように思われます。農地を守るという観点からは、半田市さんのおっしゃるとおり慎重に手続きを行うことが求められるものの、変更公告後に除外の受付を行う場合、地域計画の変更の申出から、農振除外の手続きが完了するまでに相当期間が必要となり、途中で事業計画の変更が生じ、再度の地域計画の変更手続きが必要になる可能性や、事業者等からの不満が生じる可能性も危惧されます。また、農業上の利用である場合は、事後にまとめて行うことも可能とされておりますが、農業上の利用であっても変更内容によっては地域の合意に反する可能性もあるため、農業上の利用、農業外利用を含め地域計画の変更手続きについて事前にルールを定めて協議の場で合意を得ておくことで、住民等の理解を得やすいのではないかと考えております。

（議長　石松）

それでは、議題２につきましては以上とさせていただきます。続きまして議題３「農振除外や農地転用に基づく独自の指針や要綱などについて」提案市である弥富市さんから趣旨説明をお願いいたします。

【議題３】　農振除外や農地転用に基づく独自の指針や要綱などについて

（提案市：弥富市）

１０年ほど前から当市の南部エリアでは、農振除外及び農地転用の案件として「中古自動車置場」を目的とする外国人からの申請について多く取り扱うようになった。その理由として、名古屋港やオークション会場が近いことにより、海外への輸出がしやすいことなどが主な理由となっている。

許可後の状況としては、農転完了後の数カ月後には現場が解体を伴うヤードと化しており、敷地外での車両の積載、歩道の無断駐車、早朝・深夜・平日・休日お構いなしの車両解体作業による騒音や振動、ゴミの散乱、水田や水路への油漏れ、違法建築、火災など、多岐にわたり地元住民が大変迷惑を受けており問題となっている。

また、悪徳な不動産ブローカーによる手付金のトラブルも発生しており、当市では、除外や転用の許可を得るには必ず迷惑行為を行わないとする「誓約書」を添付させているが、行政指導であって法的根拠がないため、強制力が無い現状となっている。

そこで、似たような事例に対し、農振除外や農地転用の前段階において抑止するための独自の指針や要綱などを策定されている該当市があればご教示いただきたい。

（議長　石松）

それでは、各市の回答の状況でございますが、

（１）　農振除外及び農地転用に伴うトラブルの有無

有：５市

（２）　（１）のうち、有りと回答した市のうち、トラブルを抑止するための独自の指針等の有無

有：３市（無：１件のうち知多市コメント有）

（３）　その他、課題や検討事項について

コメント有：７市ございました。農振除外や農地転用等、農業外利用をする場合に、大小様々なトラブルはあると思いますが、何かこの件で補足して説明ところがございましたら挙手をお願いいたします。

（補足説明なし）

（議長　石松）

弥富市さん、何か伺っておきたいところがありましたらご発言をお願いいたします。

（弥富市　上田）

内容といたしまして、同意や地元同意などされているとのことで、事前回答を確認させていただけましたので、特に質問等はございません。

（議長　石松）

この回答内容でなにか伺っておきたい市がありましたら、ご意見ください。

（質疑なし）

（議長　石松）

それでは、愛知県の竹谷様からコメントをいただきたいと思います。

（愛知県農業振興課　竹谷）

農地転用が関係するトラブルには様々なものがあり、窓口で行政指導を行う農業委員会の皆様にはご苦労をおかけしているものと推察されますが、農地転用規制が優良農地の確保を目的としたものである以上、対応できる内容に限界があるのも確かです。行政指導については、行政手続法第３２条に定めがあり、「行政機関の任務又は所掌事務の範囲」であくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものとされております。また、農地転用許可申請書の添付書類については、農林水産省からいわゆる簡素化通知が度々発出されており、施行規則や国の事務処理要領に定めのない書類を一律に添付させるようことのないよう求められてきたところでございます。議題の例の場合、警察や環境部局など様々な部局が関係してくると思われます。これらの関係部局と連携し、それぞれの部局で対応が可能な行政指導を組み合わせることにより有効な指導を図っていただければありがたいと考えております。

（議長　石松）

ありがとうございました。それでは議題３については以上とさせていただきます。

議題の（４）のその他について何かご質問があればお願いいたします。

（弥富市　上田）

さきほどの議題の内容で、農振除外等に関する指針・要領等をこれから作成する準備等があれば、情報提供をお願いいたします。

（議長　石松）

弥富市さんからこのようのお話がございました。もし、要綱等の整備をされましたら、情報提供をお願いいたします。他に何かございますか？

（質疑なし）

⑥　次年度当番市（事務局　福井）

次年度の当番市については編成番号順により、大府市さんになりますのでお願いいたします。

⑦　閉　　会　市長会事務局長　福井